

◎農林省令第三十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十四年七月二十二日

農林大臣 福田 赳夫

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六条第二項第一号中「武豊」を「衣浦、津」に改め、「宇野」の下に、「尾道系崎」を加え、同項第二号中「青森」を「室蘭、青森」に改め、同項第三号中「留前」を「稚内、留前」に、「武豊」を「衣浦」に改める。

附 則

この省令は、昭和三十四年八月一日から施行する。